平成２５年（フ）第２０６３号
大阪市都島区都島本通４丁目23番９―208号
債務者　三好　隆介
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８７号
大阪市旭区大宮３丁目６番５―502号
債務者　岩田　映子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９３号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番４―302号
債務者　橋本　千鶴
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２０２号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番19号　ブリリアント船見Ｄ―102
破産者　山口　良一
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２１４号
開始決定時の住所北海道枝幸郡枝幸町歌登東町399番地３
破産者　吉田　憲秋
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８１号
北海道雨竜郡秩父別町2063番地の22
破産者　伊藤　俊則
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８２号
北海道雨竜郡秩父別町2063番地の22
破産者　伊藤美恵子
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
北海道留萌市見晴町６丁目172番地
破産者　工藤　光也
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４７号
埼玉県富士見市上沢１丁目16番27―604号
破産者　新井　広之
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９４号
埼玉県川越市広栄町18番地28、前住所埼玉県川越市大字笠幡134番地25
破産者　中村　久雄
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８３号
埼玉県川越市大字石田355番地６
破産者　長谷川浩二
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８２１号
埼玉県坂戸市緑町３番５―202号　コーポ小見野
破産者　神山　栄子
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１号
埼玉県日高市大字鹿山328番地
破産者　谷ケ崎純一
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６９号
埼玉県入間市金子中央１番地８
破産者　西井　　勝
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７６号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目８番地４　メゾン深沢102、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目14番地の３
破産者　川北　　滋
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜126番地の１トーカン真鶴キャステール204、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目12番地１シーガルハイツ湯河原403
破産者　目黒　克巳
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９号
静岡県熱海市西熱海町２丁目12番41号
破産者　馬場さつき
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
静岡県熱海市西熱海町２丁目６番13号
破産者　馬場　ゆき
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０８３号
愛知県知多市八幡字勘右エ門沢68番地の４
破産者　岩田　　実
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部